

**「姫路市体罰のない学校園づくりのための  
検討会議」のまとめ**

**令和4年3月**

**姫路市教育委員会**

**姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議**

## 目次

<b>1 はじめに</b> .....	1
<b>2 検討会議について</b>	
(1) 検討会議の趣旨等 .....	1
(2) 会議の経過 .....	1
<b>3 検討事項について</b>	
(1) 市立城陽小学校で起こった体罰・暴言事案に関する意見 .....	2
① 第1回検討会議での委員意見	
② 検証委員会からの報告	
(2) 体罰等の防止等について .....	4
① 体罰等に関する基本的な考え方	
② 体罰等の防止について	
ア 教職員に対して	
イ 学校管理職に対して	
ウ 市教育委員会に対して	
③ 体罰等を認知した場合の対策について .....	10
ア 児童生徒・保護者・同僚職員から意見が言える仕組みづくり	
イ 管理職と市教育委員会の連携	
ウ 体罰等が発生した場合の対応	
(3) 特別支援教育に関する意見 .....	14
① 学校園に対して	
② 市教育委員会に対して	
③ ①②以外に対して	
<b>4 おわりに</b> .....	20
<b>5 参考資料</b>	
(1) 開催要領 .....	21
(2) 委員名簿 .....	22
<b>◎ 会議録（別冊）</b>	
○ 第1回検討会議 会議録 ～ 第4回検討会議 会議録	

## 1 はじめに

令和3年6月9日に姫路市立小学校の特別支援学級で発生した体罰・暴言事案では、兵庫県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）において、「平成30年度から令和3年6月9日までの間、特別な支援を要する複数の自校児童に対し、人権意識が著しく欠けた悪質な体罰や暴言を常習的に行い、また、同僚職員に対し管理職に自らの体罰等を報告しないよう発言した。」ことから、担任教員は懲戒免職の処分を受けた。また、校長は、「教職員の指導監督が不十分であり、適切な対応や報告を怠った。」ことから、懲戒処分を受けた。

姫路市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）は、本事案を重く受け止め、事案の原因の究明・分析については、専門的な見地より意見を求めることを目的として、「姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会（以下、「検証委員会」という。）」を開催した。また、体罰等の防止対策については、専門的な見地や保護者の立場などから幅広く意見を求めることを目的として、「姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議（以下、「検討会議」という。）」を開催することとした。

本まとめは、検討会議での意見を踏まえ、市教育委員会として実施する今後の対策等を整理したものである。

## 2 検討会議について

### （1）検討会議の趣旨等

#### ① 検討会議の趣旨

本市の市立学校園における体罰等の防止対策について、専門的な見地や保護者の立場から幅広く意見を求めることを目的として、検討会議を開催する。※開催要領はP21掲載

#### ② 検討会議の委員構成

検討会議の委員は、検証委員会委員3名、学識経験者2名、学校関係者3名、保護者代表3名の合計11名でもって構成する。 ※委員名簿はP22掲載

### （2）会議の経過

#### ① 第1回検討会議

日時等：令和3年12月21日（火） 13時30分～ 姫路市立総合教育センター大会議室  
議 事： ・城陽小学校における体罰・暴言事案について ・会議の進め方について

#### ② 第2回検討会議

日時等：令和4年1月17日（月） 13時30分～ 姫路市立総合教育センター大会議室  
議 事： ・検証委員会の報告 ・論点単位の検討

#### ③ 第3回検討会議

日時等：令和4年2月8日（火） 13時30分～ 姫路市立総合教育センター大会議室  
議 事： ・論点単位の検討

#### ④ 第4回検討会議

日時等：令和4年3月11日（金） 13時30分～ 姫路市立総合教育センター大会議室  
議 事： ・意見のとりまとめ

### 3 検討事項について

#### (1) 市立城陽小学校で起こった体罰・暴言事案に関する意見

##### ① 第1回検討会議での委員意見

###### 〔検討会議委員の意見要旨〕

###### ◎ 事案について

- ・今回の事案を基に、二度とこのような事案が起こらないようにすることが重要である。
- ・本事案がなぜ発覚しなかったのか。学校はどのような対応をとったのか。学校の把握過程が大変長いことが問題である。
- ・初期対応の重要性をもっと認識すべきである。
- ・今回の事案は人道的にも問題であり、体罰・暴言を超えて犯罪に近いことが多くある。
- ・本事案を受けて、「姫路地区手をつなぐ育成会」「兵庫県自閉症協会姫路ブロック」「兵庫県LD親の会」の3団体でアンケート調査を行った。市長と教育長に今後の対策を検討するよう要望書とアンケート調査結果を提出した。
- ・本事案と似たような話は、何十年も前から聞いている。

###### ◎ 教職員に対して

- ・特別支援教育には、専門性の担保が必要である。
- ・教職を目指した原点を見つめ直し、自分自身の教育理念や適性を振り返ることが必要である。
- ・担任教員と保護者がコミュニケーションを密にとり、保護者の意見を聞くことが大切である。
- ・交流学級の担任教員と特別支援学級担任教員や特別支援学級在籍児童生徒の保護者との連携が不足しているのではないか。
- ・今回のようなことが起こらないために、お互いに意見を交わしながら修正できるような職場の雰囲気を作ることが大切である。

###### ◎ 学校管理職に対して

- ・教職員の適性をしっかり見極めて、校内の配置をすべきである。
- ・教職員の校内人事配置に大変苦勞する場合がある。
- ・特別支援学級を担任する教員の資質について学校や教育委員会は話し合っているのか。
- ・普通学級の担任を任せにくいので特別支援学級の担任を任せるような安易な人事配置が行われていないか。
- ・管理職と教職員のコミュニケーションが大切である。
- ・特別支援学級の担任教員が孤立してしまわないような組織を作ることが大切である。
- ・教職員の専門性の向上は必要であるが、チームとして取り組むことが肝要である。

###### ◎ 市教育委員会等に対して

- ・体罰・暴言自体をなくしていくためには、学校園の現場だけでなく、保護者、教育委員会や国など行政を挙げて考えていかないと本当の解決にならない。
- ・特別支援学級担任教員の配置人数の見直しや特別支援教育支援員の増員が必要である。
- ・特別支援学級の在籍児童生徒8名に対して1名の担任教員の配置には無理がある。
- ・障害のある児童生徒を育てた経験のある方をボランティアとして学校園に派遣できるシ

システムを作ればどうか。

- ・人材の問題に関して、保護者や地域の人たちを活用する方法が考えられる。
- ・できること、やれることをきちんと整理して実行することが大切である。

## ② 検証委員会からの報告

第2回検討会議にて、検証委員会委員より検証意見書の内容について報告がなされた。概要は以下のとおりである。

なお、検証意見書については、「姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会のまとめ」として公表している。

### 【報告内容】

- ・検証委員会から市教育委員会に対して、令和3年12月24日に「検証意見書」の手交を行った。
- ・前提となる事実については、市教育委員会から県教育委員会へ行った報告を基にした。
- ・体罰・暴言事案の原因等に関する検討、分析結果について、以下の項目でまとめた。

### 3 体罰・暴言事案の原因等に関する検討、分析結果について

#### (2) 加害教諭による本件事案そのものが生じた原因について

- (2)-ア 加害教諭の教員としての資質の問題
- (2)-イ 加害教諭の特別支援学級の教員としての知識、経験及び資質の問題
- (2)-ウ 特別支援学級の担任の負担

#### (3) 加害教諭による体罰・暴言が長期間継続した（早期発覚しなかった）原因について

- (3)-ア はじめに
- (3)-イ 管理職の体罰、暴言等の「存在」に対する意識、認識の不足
- (3)-ウ 管理職の体罰・暴言事案の「報告」「相談」に対する意識
- (3)-エ 教育委員会の疑い事案への積極的な関与体制のあり方について
- (3)-オ 教職員のメンタルヘルスに関する問題について
- (3)-カ 同僚教員との関係性、同僚教員の意識等について
- (3)-キ 体罰や暴言事案の訴えを安心して行えない状況について

## (2) 体罰等の防止等について

### ① 体罰等に関する基本的な考え方

体罰等に関する基本的な考え方は、平成 25 年 7 月に県教育委員会が発行した「改訂版教職員研修資料 No! 体罰 先生、たたかんでもわかるのに！」によるものとする。

#### 学校教育法第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。

**ただし、体罰を加えることはできない。**

〔 体罰とは 〕（平成 25 年 3 月 13 日付け 24 文科初第 1269 号通知より抜粋）

- ◎ 懲戒の内容が次のような身体的性質のものである場合、体罰に該当します。
  - 身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）
  - 児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの  
（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）
- ◎ 次のような場合は、正当防衛及び正当行為等として体罰には該当しません。
  - 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
  - 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使

#### 〔 体罰は人権侵害 〕

教育活動全体を通じて児童生徒の基本的人権が尊重されなければならない、体罰は、児童生徒の人権を侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないものであるという基本認識をもつことが必要です。

また、暴言やハラスメントも、児童生徒の人権を侵害する行為であり、許されない不適切な行為です。

※ 「改訂版教職員研修資料 No! 体罰 先生、たたかんでもわかるのに！」より抜粋

## ② 体罰等の防止について

### ア 教職員に対して

[検証意見書より]

#### (2)-ア 加害教諭の教員としての資質の問題

- ・暴力や暴力的言動を許容する指向を有していたものと考えられる。
- ・障害を有する児童に対する配慮に著しく欠け、さらにはその人権感覚にも疑問を持たざるを得ない。

#### (3)-オ 教職員のメンタルヘルスに関する問題について

- ・学校現場においてメンタルヘルスに関する知識・理解が不足している。

### 【検討会議委員の意見要旨】

- ・教育の中に暴力を入れてはいけない。暴力・暴言と指導とは違う。
- ・「体罰」という言葉が、教職員の認識を弱めているのではないか。「体罰」ではなく、「暴力」と捉えるべきである。
- ・単なる暴力を、教職員の指導の範囲内というニュアンスに変えてしまっはいけない。
- ・教職員が暴力をふるっているという認識を持つこと。これを機会に認識を改めること。
- ・教育現場の透明化が重要である。衆人が見ている中で、その行為ができるのかとコントロールすること。
- ・人の出入りがあり、複数の目があること。報告のできる環境を整えること。
- ・大学と連携し、実習として学生ボランティアを入れるなど人の目を増やすこと。
- ・教職員の資質や人権感覚の乏しさについては、採用段階に問題がある。
- ・担任教員と保護者の関係において、「担任教員には意見を遠慮してしまう。」「意見を言うことで自分の子供に不利益があるのではないか。」と考える保護者が多いことを教職員は学ぶべきである。
- ・保護者にはいろいろな思いがあることを教職員は知っておくべきである。
- ・教育において、忙しいからといって手を抜くことがあってはいけない。人と関わることを職業としている教職員が人と関わることをあきらめてはいけない。
- ・保護者と話をすることが大切である。意見を交換する場を設けるべきである。
- ・教職員も自分の困りごとなどを保護者に相談し、一緒に考えていこうとする姿勢が必要である。

### 【今後の対策】

#### 対策1 体罰等に関する考え方の再確認の徹底

- 教職員研修資料「No!体罰」を活用し、全ての教職員に対して、「体罰に関する基本的な考え方」や「未然防止に向けて」の再確認と体罰禁止の徹底を行う。

- 中学校等の部活動については、「姫路市立中・義務教育学校 部活動ガイドライン」を再確認し、校内研修等を通して体罰等の根絶を理解し、部活動等の指導に生かす。

#### 対策2 「暴力行為の否定」の表明及び対応の強化

- 法令順守の観点から「体罰は許されないもの」であり、いかなる暴力も見過ごさない、いかなる暴力も行わない「暴力行為の否定」を表明し、児童生徒の教育にあたる。
- 体罰の程度がひどく、傷害罪や暴行罪が疑われると学校園又は市教育委員会が判断した場合は、被害者や保護者等からの被害届の有無に関わらず、告発に向けて警察に相談する。

#### 対策3 人権感覚・人権意識の向上に関する取組の充実

- 「ともに学ぶ」「校区人権ひめじ」などの人権学習資料を活用するとともに、人権教育に関する教職員研修用プレゼンテーション資料等の視聴により、教職員一人一人の人権感覚を磨いていく校内研修を実施する。
- 人権教育研修会（中人研）における「学びの場」を活用し、様々な人権課題について考え、話し合うことで、教職員自身の人権感覚を磨き、人権意識の向上に取り組む。

#### 対策4 体罰等に関する研修の強化

- 全教職員を対象として、体罰・非違行為の防止についての動画研修とグループ討議を実施する。
- 校内研修やグループミーティングを活用し、体罰等の非違行為根絶に向けた教職員研修を行う。

#### 対策5 保護者等との連携についての検討

- 保護者や地域の方がボランティアとして学校園教育の応援に携われるよう、学校園をサポートするボランティア制度の創設に向けた研究を行う。
- 大学に協力を求めながら、大学生による「学生ボランティア派遣事業」を拡充する。

#### 対策6 メンタルヘルスに関する知識・理解の向上

- メンタルヘルスに関する研修やグループミーティングの実施により、セルフケアの促進など知識・理解の向上を図る。
- メンタルヘルス上の不調を訴える教職員に対して、「教職員メンタルヘルス相談」や専門家によるカウンセリングなど「健康相談事業」「メンタルヘルス相談事業」の活用を周知する。

## イ 学校管理職に対して

[検証意見書より]

- (3)-イ 管理職の体罰、暴言等の「存在」に対する意識、認識の不足
  - ・自校において、体罰、暴言事案が存する可能性があるとの前提に立って認知に努めなければならない。
  - ・疑い事案に接したときには、イメージや思い込みをせず、具体的な事案の実態把握に努めなければならない。
- (3)-ウ 管理職の体罰・暴言事案の「報告」「相談」に対する意識
  - ・自らの判断のみで結論を出し、市教育委員会に対する事案報告や相談、情報共有等を行う意識が不足していた。
- (3)-オ 教職員のメンタルヘルスに関する問題について
  - ・メンタルヘルスに関する知識を有し、また理解を深めておくことは、教職員による体罰・暴言等の事案を防止する一つの対応としては必要である。
  - ・メンタルヘルス等心身の状態を、適時、適切に把握し、また、同人の業務量や業務内容等に対する関心と配慮が必要である。

### 【検討会議委員の意見要旨】

- ・学校園の中で起こっている問題をしっかり把握できる管理職が良い管理職である。
- ・問題があったときに市教育委員会などに報告できない管理職とは信頼関係が築けず、不信感が募る。
- ・相談をしても、対策等の事後報告がないことがある。
- ・当事者に対して、伝えるべきところは伝えるべきである。
- ・有形力の行使は体罰かどうかわかりやすいが、暴言については線引きが難しい。
- ・校園長が一人で判断するのではなく、相談できる機関が欲しい。
- ・児童生徒や保護者の意見も含めて、総合的に判断することが重要である。
- ・年度当初に体罰に関する管理職の考え方を伝えておき、小さな芽のうちに教職員に指導しておけば良い。
- ・校園長のリーダーシップよりも、問題解決のための自校園内組織を作り、ボトムアップで考えていくと良い結果がでる。自浄努力も必要である。
- ・学級懇談会の規模を大きくして、保護者と学校園が話合う機会等があれば良い。

### 【今後の対策】

#### 対策7 学校園の透明化と保護者・地域等との連携の充実

- 児童生徒の安全対策を講じながら、保護者等がいつでも授業を参観できるようなオー

プンスクールの仕組みを構築するなど、保護者や地域に開かれた学校園づくりを推進する。

- 保護者と学校園が話合う機会を多くとるなど保護者との懇談のあり方を検討する。

#### 対策8 管理職による学校園内の定期巡回及び初期対応の取組

- 管理職による学校園内の定期巡回を行う。
- 初期対応が重要であることから、管理職が問題等を把握した場合は、当事者から早期に聞き取りを行う。

#### 対策9 校園長の報告・相談体制の構築

- 体罰・暴言事案を確認した時は、速やかに市教育委員会に報告することを徹底する。
- 体罰・暴言の疑い事案など判断に迷った時の相談先として、市教育委員会学校指導課内の学校経営アドバイザー（元校長）を第一相談先として設定する。

#### 対策10 メンタルヘルスの不調を抱える教職員への配慮

- メンタルヘルス上の不調を抱える教職員に対して、安全衛生委員会の活性化や管理職による定期的な面談などによって、体調の管理と業務上の配慮を行う。
- 市内指定10医療機関において、教職員本人または家族からの相談を受けることができる制度「教職員心の健康相談」等の再周知及び活用促進を働きかける。

#### 対策6 メンタルヘルスに関する知識・理解の向上（再掲）

- メンタルヘルスに関する研修やグループミーティングの実施により、セルフケアの促進など知識・理解の向上を図る。
- メンタルヘルス上の不調を訴える教職員に対して、「教職員メンタルヘルス相談」や専門家によるカウンセリングなど「健康相談事業」「メンタルヘルス相談事業」の活用を周知する。

## ウ 市教育委員会に対して

[検証意見書より]

- (3)-ウ 管理職の体罰・暴言事案の「報告」「相談」に対する意識（再掲）
  - ・自校内の問題を、市教育委員会に相談、報告することが自らのマイナスの評価につながる時の管理職の心情を、市教育委員会は否定しなければならない。
- (3)-エ 教育委員会の疑い事案への積極的な関与体制のあり方について
  - ・市教育委員会においては、広く報告、相談を受ける体制を整え、情報の収集と適切な対応の指示等を行わなければならない。

### 【検討会議委員の意見要旨】

- ・ 校園長が一人で判断するのではなく、相談できる機関が欲しい。（再掲）
- ・ 問題が発生しているとき、学校園の現場は混乱しているので、市教育委員会が問題を整理するよう指導主事の派遣など支援を行う。

### 【今後の対策】

#### 対策 1 1 児童生徒が安全で安心して学べる学校園づくりの推進

- 教職員に配付する学校園教育指針に、「幼児児童生徒が安全で安心して学べる学校園づくり」を明記し、学校園において推進を図る。

#### 対策 1 2 体罰・暴言等の根絶に向けた会議の継続

- 「(仮称)体罰等防止検討会議」を立ち上げ、引き続き、体罰・暴言等の根絶に向けた対策についての検討を継続して行う。

#### 対策 9 校園長の報告・相談体制の構築 (再掲)

- 体罰・暴言事案を確認した時は、速やかに市教育委員会に報告することを徹底する。
- 体罰・暴言の疑い事案など判断に迷った時の相談先として、市教育委員会学校指導課内の学校経営アドバイザー(元校長)を第一相談先として設定する。

### ③ 体罰等を認知した場合の対策について

#### ア 児童生徒・保護者・同僚職員から意見が言える仕組みづくり

[検証意見書より]

(3)-カ 同僚教員との関係性、同僚教員の意識等について

- ・相談を受けたときに、相談者と共にさらに具体的な行動ができなかったらどうかという印象がある。
- ・各教員が体罰・暴言事案に接したときに、積極的に関与することのできる時間的、精神的余裕があるかも疑問である。

(3)-キ 体罰や暴言事案の訴えを安心して行えない状況について

- ・躊躇する感情を有することが当然であることを前提にして、なおも適切に報告や情報提供のできる体制が必要である。
- ・公益通報制度や教職員相談等の制度が存在するが、教職員が十分に理解し、周知が図られているかどうか疑問もある。
- ・窓口等が不足するときは、新たな相談窓口や制度の創設等が必要である。

#### 【検討会議委員の意見要旨】

- ・問題を発見できるよう、まずは自分自身の人権感覚を磨くべきである。
- ・問題を認知したとき、相談できる体制を作る。(教職員同士、学校園内、市教育委員会との中間機関、市教育委員会)
- ・相談体制においては、何を聞くのか、「聞く」を学ぶことが大事である。
- ・学校園と保護者の関係において、正直に話すことによって隔たりがなくなる。
- ・親にしか分からない児童生徒の資質もある。保護者も孤立しがちであるので、保護者同士がつながること、保護者と教職員がつながることで児童生徒の共通認識を図りたい。
- ・「透明性」がキーワードになる。
- ・保護者は、教職員に対して言いにくいこともあるので、学校園外に相談できる機関があれば良い。
- ・保護者に対して、相談できる学校園外の機関を紹介する必要がある。
- ・市役所で相談等を受け付けている他都市の例もある。
- ・困りごとを相談する窓口の周知が必要である。
- ・「リーダーとメンバー」の役割分担を明確にしておき、役割を入れ替えることで、行動の規範を理解することが大事である。
- ・学校園内で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門性のある方を周知しておくことが大切である。

## 【今後の対策】

### 対策13 児童生徒や保護者からの相談体制の周知

- 学校園において、担任教員に相談できる環境づくりに加え、養護教諭やスクールカウンセラーなど担任教員以外の相談窓口を設定し、児童生徒や保護者に周知する。
- 「姫路っ子悩み相談」ポケットカードやチラシの配布により、学校園だけでなく市教育委員会や県教育委員会など各種関係機関の相談先を周知する。

### 対策14 教職員からの相談体制の周知

- 学校管理職は、教職員間の連携を深めるとともに、思いや悩みを相談できる環境づくりに努める。
- 学校園において、同僚や管理職、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談できる環境づくりに加え、「市教育委員会の相談先」「姫路市職員等の公益通報制度」「外部機関のハラスメント等に関する主な相談窓口」等を周知する。

## イ 管理職と市教育委員会の連携

〔検証意見書より〕

- (3)-ウ 管理職の体罰・暴言事案の「報告」「相談」に対する意識（再掲）
  - ・自校内の問題を、市教育委員会に相談、報告することが自らのマイナスの評価につながるとの管理職の心情を、市教育委員会は否定しなければならない。
- (3)-エ 教育委員会の疑い事案への積極的な関与体制のあり方について（再掲）
  - ・市教育委員会においては、広く報告、相談を受ける体制を整え、情報の収集と適切な対応の指示等を行わなければならない。

### 〔検討会議委員の意見要旨〕

- ・口調、態度、威圧的など暴言の線引きが難しい。第三者から、常識的にダメだというアドバイスがほしい。
- ・メタ認知能力のある教職員と、メタ認知能力のない教職員がいる。トレーニングや研修が必要である。
  - ※メタ認知能力・・・自分の行動・考え方・性格などを別の立場から見て認識する力
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談しやすい環境をつくる必要がある。

### 【今後の対策】

#### 対策15 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への相談体制の強化

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員や配置基準を検討し、相談体制を強化する。

#### 対策9 校園長の報告・相談体制の構築（再掲）

- 体罰・暴言事案を確認した時は、速やかに市教育委員会に報告することを徹底する。
- 体罰・暴言の疑い事案など判断に迷った時の相談先として、市教育委員会学校指導課内の学校経営アドバイザー（元校長）を第一相談先として設定する。

## ウ 体罰等が発生した場合の対応

[検証意見書より]

- (3)-ウ 管理職の体罰・暴言事案の「報告」「相談」に対する意識（再掲）
  - ・自校内の問題を、市教育委員会に相談、報告することが自らのマイナスの評価につながるのと管理職の心情を、市教育委員会は否定しなければならない。
- (3)-エ 教育委員会の疑い事案への積極的な関与体制のあり方について（再掲）
  - ・市教育委員会においては、広く報告、相談を受ける体制を整え、情報の収集と適切な対応の指示等を行わなければならない。

### 【検討会議委員の意見要旨】

- ・初動や初期対応が大事である。何か問題が発生したときは、すぐに保護者から話を聞いてほしい。
- ・体罰など学校園で問題が発生した場合、教職員自身が問題の要因と認識していないケースが多い。「まず、事実確認をします。」ではなく、「まず、お話を伺います。」というスタンスでなければ、うまくいかない。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを会議に入れるなど、外部からの複数の目で判断するべきである。学校園の内部だけで収めようとしてはいけない。
- ・初動体制は、人間関係を作ることにつながる。最初に不信感があれば、後々まで響いてしまう。

### 【今後の対策】

#### 対策16 体罰・暴言等発生時の学校対応の再確認と周知

- 学校園に対し、「体罰・暴言等発生時の学校対応」のガイドラインとフロー図を示し、学校園における対応の流れの明確化を図る。
- 体罰・暴言等の発生報告を受けた場合は、早期に、管理職が被害児童生徒や被害児童生徒の保護者から直接話を聞く場を設定する。

### (3) 特別支援教育に関する意見

#### ① 学校園に対して

[検証意見書より]

##### (2)-ア 加害教諭の教員としての資質の問題（再掲）

- ・暴力や暴力的言動を許容する指向を有していたものと考えられる。
- ・障害を有する児童に対する配慮に著しく欠け、さらにはその人権感覚にも疑問を持たざるを得ない。

##### (2)-イ 加害教諭の特別支援学級の教員としての知識、経験及び資質の問題

- ・特別支援教育に関心を有していない教員が特別支援学級の担任をしている。
- ・特別支援学級担当教員への研修はあるが、障害への理解、特別支援教育のあり方、指導のあり方、技術などを十分に習得できるかには疑問がある。
- ・威圧的な教育を行うと評価される教員が適任であったかには強い疑問がある。

##### (2)-ウ 特別支援学級の担任の負担

- ・特別支援学級は1学級の定員が8名であり、担任教員が児童生徒ら一人一人に要する対応や負担は、通常学級よりも相当程度に大きいものと考えられる。
- ・1学級に複数の児童生徒が在籍した場合は、担任教員一人の手によっては学級を成立させること自体に困難を有する。
- ・特別支援教育支援員の配置が十分な体制であったとは評価しがたい。
- ・特別支援学級数の増加により担任のなり手が不足している。
- ・特別支援学級の教員と通常学級の教員とのコミュニケーション不足等により孤立を感じたり、負担や事案を抱えてしまったりしている。

#### 【検討会議委員の意見要旨】

- ・学校園全体で特別支援教育を推進しようとする姿勢があるかどうかが大重要である。
- ・特別支援学級の様子を周知するために学級通信を配布したり、多くの教職員を特別支援学級の指導に巻き込んだりしている実践がある。
- ・個に応じた具体的、視覚的な支援や環境整備など実態に応じた支援がきちんとできるかがキーワードになる。
- ・通常学級と特別支援学級の連携として、交流学級における良い取組を参考にされたい。
- ・学校園間のスムーズな移行と学校園内の引継ぎを十分にすると良い。
- ・保護者と教職員との連携が重要である。保護者を巻き込んでいただきたい。
- ・良い実践をしている学校園は、専門性のある外部の資源を上手に活用している。
- ・特別支援学級の担任教員には専門性の向上が望まれている。
- ・研修は一回きりでなく、長期的に実施しないと専門性は向上しない。
- ・特別支援学校のセンター的機能を活用して、地域の学校園からもっと相談してほしい。
- ・学校に複数の特別支援学級がある場合は、特別支援学級の担任教員同士の連携を図ってほしい。

- ・特別支援学級の担任教員が教育課程の編成に困っていることを理解してほしい。
- ・個別の指導計画はすごく重要なツールであるので、的確に作成しなければならない。
- ・教職員全般に言えるが、人権感覚を磨くための自己点検が必要である。
- ・各校園の特別支援教育コーディネーターが機能しないと、校園の中の特別支援教育が進んでいかない。
- ・各校園の管理職には、特別支援教育を推進していくリーダーとして校園全体を動かしていただきたい。
- ・専門性は人間性に裏付けられないと意味をなさない。
- ・多様性を認めることは、全ての児童生徒にとって同じであり、児童生徒のニーズに応じた教育や福祉などが提供されなければならない。
- ・複数の特別支援学級が設置されている学校が増えており、知識や経験のない教員が学級担任に配当されるような学校事情もある。
- ・通常学級に在籍する特性のある児童生徒への対応の仕方が専門的になってきている。
- ・特別支援学級に対する管理職や教職員の意識を高めなければならない。
- ・特別支援教育に関する研修を通して、専門性や人間性の向上を図ってほしい。
- ・校内委員会の議事録等を活用しながら校園の状況の共通理解を図ってほしい。
- ・当事者や保護者の話をしっかり聞き、まず人間関係を作ることが大事である。
- ・校内で、もっと交流や共同学習に力を入れていくべきである。

#### ※資料によりキーワードとして示されたこと

- 教職員としての資質の欠如
- 教職員の不適切な人権感覚
- 教職員の業務上の過重負担
- 教職員同士が話し合いにくい雰囲気
- 教職員の特別支援教育に関する知識や専門性の不足
- 担任以外の職員によるサポート体制の不備
- 管理職の責任不履行
- 保護者との連携不足

#### 【今後の対策】

##### 対策 17 特別支援教育の充実に向けた基本的な項目の周知

- 教職員に配付する校園教育指針に、「特別支援教育の充実に向けた基本的な項目」を提示し、周知を図るとともに、チェックリストとして活用し実践を促す。
- 全教職員を対象として、特別支援教育についての動画研修とグループ討議を実施する。

##### 対策 18 特別支援学級の担任教員に関する研修の強化

- 特別支援学級の担任教員を対象に、年度当初に、障害の種別ごとに必要な環境整備、児童生徒の特性についての理解、指導のあり方などを学ぶスタートアップ研修を新設する。
- 従来実施している特別支援学級担任者研修について、幅広く希望者が参加できるなど対象や内容等を充実・強化していく。
- 県立特別支援学校地域支援コーディネーターや書写養護学校特別支援教育コーディネーターなど専門家の招聘、ベテラン教員から学ぶ実践研修等、教職員の資質能力の向上を図るための研修を充実する。

#### 対策19 特別支援学級の担任教員の負担軽減等への取組

- インクルーシブ教育システムの視点を取り入れた学校園経営計画の作成など学校園全体で特別支援教育を進めようとする学校園づくりを進め、交流や共同学習を多く取り入れることなどによって、特別支援学級の担任教員が孤立しないように取り組む。
- 令和3年度に123名配置していた特別支援教育支援員を、令和4年度は10名程度増員することで特別支援学級担任の負担軽減の一助とする。

#### 対策20 校内委員会等の充実

- 校内委員会を充実するために参加者や内容等を見直し、新たに「(仮称)校内特別支援教育推進会議」を設置することにより、自校園の特別支援教育に関する課題を全教職員が共有できる仕組みを再構築する。
- 特別支援学級と交流学級の連携を深めるために、学校内の特別支援教育コーディネーターや担任教員同士の連絡・相談等の重要性の再認識を図る。
- 変更した様式の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用しながら、一人一人の個に応じた特別支援教育の推進を図る。
- 管理職は、特別支援学級在籍児童生徒の保護者との話合いの場を持つことやアンケートをすることなどにより、一人一人の児童生徒の状況を把握し、特別支援教育の充実につなげる。

## ② 市教育委員会に対して

[検証意見書より]

### (2)-ウ 特別支援学級の担任の負担

- ・特別支援教育支援員の配置が十分な体制であったとは評価しがたい。(再掲)
- ・障害者基本法、障害者差別解消法の理念、さらにはインクルーシブ教育推進の観点からも、特別支援教育、特別支援学級のあり方については常に検討され、改善がなされなければならない。

### 【検討会議委員の意見要旨】

- ・市教育委員会において、特別支援教育に関わる様々な業務が複数の課にまたがっているため、組織の連携や改編など、特別支援教育を充実させるよう検討してほしい。
- ・特別支援教育支援員の増員が求められる。
- ・特別支援教育に関する研修についても、いろいろな課が連動しながら実施してほしい。
- ・特別支援学校や書写養護学校には、専門性の高いコーディネーターがいるので、日常的に動きを取り続けるようなワーキンググループを作ってほしい。
- ・特別支援学級の学級経営上の悩みについて、育成支援課の悩み相談を啓発してほしい。
- ・姫路市特別支援教育推進会議を活用し、ワーキンググループなどを設置すればどうか。
- ・医療的ケアの課題も含め特別支援教育の全般を推進することを考える仕組みがほしい。
- ・特別支援教育を担当する育成支援課の指導主事増員が必要である。
- ・福祉機関の方から「自分たちにできることはないか」と言葉をいただいていた。ありがたかった。

### ※資料によりキーワードとして示されたこと

- 教職員が相談できる体制の不備
- 担当する特別支援教育支援員の配置の少なさ
- 教育委員会の連携体制の不備
- 学校園以外の相談機関の活用の未周知

### 【今後の対策】

#### 対策 2 1 特別支援教育に関する環境の充実

- スクールバスに乗車できない書写養護学校在籍の医療的ケア児の通学を支援するために看護師同乗の介護タクシー派遣事業を実施する。
- 保護者が医療的ケアを行う児童生徒が在籍する学校園に看護師を派遣し、医療的ケアを実施する対応を開始する。
- 令和3年度に123名配置していた特別支援教育支援員を、令和4年度は10名程度増員

することで特別支援学級担任の負担軽減の一助とする。(再掲)

#### 対策 2 2 市教育委員会各課の連携の強化と育成支援課指導主事の増員

- 特別支援教育に関する相談は育成支援課を窓口としながら、特別支援教育に関する学校教育部の各課が連絡を密にとることなどにより連携を強化する。
- 特別支援教育を担当する育成支援課指導主事の増員を検討する。

#### 対策 2 3 福祉関係機関等との連携の強化

- 情報の共有や会議の充実などにより、市教育委員会と健康福祉局・こども未来局など市長部局や福祉関係機関等との連絡・連携を強化する。

#### 対策 2 4 特別支援教育を推進するための会議の拡充

- 「姫路市特別支援教育推進会議」のメンバーや内容を拡充し、特別支援教育に関する対応についての検討を継続して行う。

### ③ ①②以外に対して

[検証意見書より]

#### (2)-ウ 特別支援学級の担任の負担

- ・特別支援学級は1学級の定員が8名であり、担任教員が児童生徒ら一人一人に要する対応や負担は、通常学級よりも相当程度に大きいものと考えられる。(再掲)

### 【検討会議委員の意見概要】

- ・特別支援学級の定員が1学級8名であることが問題である。姫路市から国や県に発信していただきたい。
- ・児童生徒の個別の教育的ニーズが多様化しているところ、8名定員では指導が困難である。

### ※資料によりキーワードとして示されたこと

- 特別支援学級を担当する教職員の配置人数の少なさ
- 特別支援学級の児童生徒の在籍人数過多

### 【今後の対策】

#### 対策25 特別支援学級の学級定員減に関する要望

- 国に対して直接要望するとともに、兵庫県都市教育長協議会から県教育委員会を通じて、特別支援学級の学級定員引下げの早期実現について、引き続き要望を行う。

#### 対策26 教職員採用時への要望

- 県教育委員会に対して、特別支援教育の免許を有している者が特別支援学級の担任教員となれるよう、採用段階で免許を持っている者を採用し、配置できるよう要望する。

## 4 おわりに

姫路市立の学校園においては、体罰等に関して、「教育活動全体を通じて児童生徒の基本的人権が尊重されなければならない、体罰は、児童生徒の人権を侵害する行為であること。いかなる場合においても絶対に許されないものである」という基本認識をもつこと。また、暴言やハラスメントも、児童生徒の人権を侵害する行為であり、許されない不適切な行為であること。」という基本的な考え方の再確認を徹底することとした。

また、「暴力行為の否定」として、「いかなる暴力も見過ごさないこと。いかなる暴力も行わないこと。」を明確にし、「体罰の程度がひどく、傷害罪や暴行罪が疑われると学校園又は市教育委員会が判断した場合は、被害者や保護者等からの被害届の有無に関わらず、告発に向けて警察に相談する。」という強い意志を表明した。

本まとめは、検証委員会の意見も踏まえ、検討会議の委員による意見を参考にしながら、市教育委員会として、令和4年度より取り組んでいく対策を整理した。

具体的な対策としては、既に実施していることの充実や強化も含め、体罰等の防止については16の対策を、特別支援教育については10の対策を取り上げている。

これらの対策を含め、令和4年度以降、学校教育行政全般でいろいろな施策や事業を実施していくことになるが、体罰等の防止や特別支援教育の充実については、引き続き検討していくことが必要であることは言うまでもない。

以上、26の対策を進めながら、今後も、検討の継続や会議の拡充を図っていくとともに、姫路市の全教職員が襟を正し、自己の指導・支援を見直し、高い倫理観と道徳心、人権意識を持って行動するよう取り組んでいく所存である。

## 5 参考資料

### (1) 開催要領

令和3年12月16日

姫路市教育委員会

#### 姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議開催要領

#### 1 趣旨

姫路市立小学校で発生した、教職員の体罰・暴言事案の発生を受け、本市の市立学校園における体罰等の防止対策について、専門的な見地や保護者の立場から幅広く意見を求めることを目的として、姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

#### 2 委員

(1) 検討会議に参加する委員は、次に掲げる者のなかから教育委員会が委嘱する。

- ア 姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会委員
- イ 学識経験者
- ウ 学校関係者
- エ 保護者代表

(2) (1)の規定により委嘱する委員の人数は、10名程度とする。

(3) 委員の任期は、委嘱を受けた日から、その年度の末日までとする。

#### 3 座長及び副座長

(1) 検討会議に、座長及び副座長を置く。

(2) 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。

(3) 座長は、検討会議の会務を総理する。

(4) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### 4 検討会議の会議

(1) 会議は、教育委員会が招集する。

(2) 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

#### 5 会議の公開

(1) 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、座長が会議に諮ったうえで公開しないと決めたときは、この限りでない。

ア 姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号）第7条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

イ 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

(2) 会議の傍聴に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 6 委任

この要領に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要領は、令和3年12月16日より施行する。

## (2) 委員名簿

[ 検討会議委員 ]

職名等	氏 名	備 考
検証委員会委員	たちばな たかすけ 立花 隆介	弁護士
検証委員会委員	いましおや と き こ 今塩屋 登喜子	臨床心理士
検証委員会委員	いづか ゆ み こ 飯塚 由美子	精神保健福祉士
学識経験者	まつもと つよし 松本 剛	兵庫教育大学教授
学識経験者	やぎ しゅうじ 八木 修司	関西福祉大学教授
学校関係者	しみず なおき 清水 直樹	水上小学校長
学校関係者	みうら ひろし 三浦 洋	林田中学校長
学校関係者	なかがわ やすとし 中川 靖敏	書写養護学校長
保護者代表	たけうち ゆ き 竹内 有希	
保護者代表	しばやま えいいち 柴山 栄一	
保護者代表	たけなか きみひこ 竹中 正彦	

※事務局を教育委員会学校教育部に置く。

